

労働者派遣事業におけるマージン率等の情報提供

労働者派遣法第23条第5項の規定に基づく情報提供の事項は以下のとおりです。

【 派遣料金等の明示 】

2024年6月1日 ～ 2024年9月30日

情報提供項目	数値等	備 考
派遣労働者の数	96名	1日平均実績数
派遣先の数	17件	労働者派遣の役務を受けた者の数
マージン率	32.9%	(1)(2)参照
労働者派遣に関する料金額の平均額	13,591円	1日8時間あたりの額
派遣労働者の賃金額の平均額	9,108円	1日8時間あたりの額

(1)「マージン率」は以下の計算式で求めています。

$$\text{マージン率} = (\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金平均額}) \div \text{派遣料金の平均額}$$

(2)「マージン率」に含まれるもの

- 社会保険料:雇用主として負担する労災保険、雇用保険、厚生年金保険、健康保険などの保険料
- 福利厚生費:定期健康診断の健診費用など
- 広告宣伝費:求人広告費用、採用活動にかかる費用
- 管理諸費用:事務所賃料、営業諸経費、通信費など
- 営業利益

【 教育訓練に関する事項(主たる教育訓練) 】

製造系・営業系・事務系と講座を多数ご用意しており、基礎的なものから専門的なものまで幅広く対応しております。

キャリアアップに資する教育訓練計画については、雇入れ時及び毎年のキャリアアップ研修案内にてご確認いただけます。

訓練の内容	対象となる派遣労働者	訓練の方法 賃金支給の有無	実施主体	訓練費負担
業務スキルトレーニング	雇入れ時	OFF-JT 有給	派遣元	無償
集合研修	会社が指定する就労中 の派遣労働者	OFF-JT 有給	派遣元	無償
e-ラーニング研修	会社が指定する就労中 の派遣労働者	OFF-JT 有給	派遣先	無償

【 キャリア形成支援制度に関するご案内 】

キャリアコンサルティングに関するご相談は、担当者または下記電話番号までご連絡下さい。

電話番号 0229-25-4791

【 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等 】

労使協定を締結している:有効期間 2025年4月1日～2026年3月31日

協定労働者の範囲(全ての派遣労働者)

【 その他(福利厚生に関する事項) 】

福利厚生:社会保険／有給休暇／定期健康診断／育児介護休暇